

地方自治法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（本則関係）

改 正 案		現 行
第百条（略）	第百条（略）	第百条（略）
②～⑪（略）	②～⑪（略）	②～⑪（略）
⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。	〔新設〕	
⑬～⑰（略）	⑫～⑱（略）	
（地域協議会の設置及び構成員）	（地域協議会の設置及び構成員）	
第二百二条の五（略）	第二百二条の五（略）	
2～4（略）	2～4（略）	
5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。	5 第二百三条第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。	
第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。	〔新設〕	
② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。		
③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。		
④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例		

（傍線の部分は改正部分）

でこれを定めなければならない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

〔削除〕

④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条から第二百四条

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条、第二百四条又は

また又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

②⑥ (略)

(理事長等)

第三百四条 (略)

29 (略)

10 第二百三条の二及び第二百四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三条の二第二項及び第四項、第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。

前条の規定による給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

②⑥ (略)

(理事長等)

第三百四条 (略)

29 (略)

10 第二百三条第一項から第三項まで及び第五項並びに第二百四条の二の規定は非常勤の理事長等に、第二百四条から第二百五条までの規定は常勤の理事長等にこれを準用する。この場合において、第二百三条第二項及び第五項、第二百四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二中「条例」とあるのは、「事業団規則」と読み替えるものとする。